平成 26 年７月３日

金融庁　総務企画局　市場課

取引情報の保存・報告制度等に係るＱ＆Ａ

取引情報の保存・報告制度について、報告者である金融機関等から寄せられた質問等に対して、金融庁の考え方を整理しました。また、取引情報に係る想定元本の集計額が一定額以上となる金融商品取引業者等に対して課せられる「取引規模の届出」について、想定元本の集計方法の考え方についても併せて整理しています。

【凡例】
法 :「金融商品取引法」を指す。
令 :「金融商品取引法施行令」を指す。
府令 :「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令」を指す。
金商業者等 : 法第 34 条に規定する「金融商品取引業者等」を指す。
清算機関等 : 法第 156 条の 63 第１項に規定する「金融商品取引清算機関等」を指す。

＜目次＞

開始時点において確定していない取引については、想定元本をどのように算定するのか。

例２：日々の株価を参照して一定の価格以上であれば一定株数ずつ決済が確定していく商品など、取引数量が契約開始時点では確定していない取引については、想定元本をどのように算定するのか。

問２　受払いの金額にレバレッジがかかっている取引については、レバレッジ分を考慮して想定元本を算定する必要はないのか。

問３　キャッシュフローの受払いの違いによって、想定元本をプラス・マイナスとで分けて報告することが適切ではないか。

問４　キャッシュフローが確定している取引など、キャッシュフローの計算上の構成要素たる想定元本の概念が存在しない取引については、想定元本の項目に何を報告するべきか。

例１：クーポンスワップ取引については、固定金額の受払いが行われるのみであり、想定元本に相当する概念がないが、どのように取り扱うべきか。

例２：バイナリーオプション取引については、将来の受払いの額があらかじめ確定しており、想定元本に相当する概念がないが、どのように取り扱うべきか。

例３:株式オプションや株式先渡取引については､想定元本をどのように算定するのか。

例４：権利行使価額がゼロであるゼロストライク・オプション取引については、取引の性質上、想定元本をどのように算定するのか。

府令第２条の２関連　取引規模の届出にあたっての想定元本の集計方法について

問１　外貨建の店頭デリバティブ取引の円換算はどうするのか。

問２　異通貨間で金利を交換する通貨スワップ取引について、どの通貨をベースにして、想定元本を算出するべきか。

問３　取引の成立後の特定時期の為替水準によって、元本が償還される際の通貨が変動する商品については、どの通貨を用いて想定元本を円換算するべきか。

問４　清算集中等取引情報については、金商業者等には報告義務が課せられていないが、届出に係る想定元本の集計上の取扱いはどうするか。

問５　想定元本の算定方法や取引の集計範囲については、店頭デリバティブ取引情報の保存・報告制度におけるルールを準用するという理解でよいか。また、個社が金融庁に対して報告を行った取引情報をベースとして、想定元本を集計するという理解でよいか。

問６　金商業者等が合併や分割等により、店頭デリバティブ取引に係る事業を承継した場

合に、当該金商業者等の想定元本額の集計はどのように行うべきか。

法第 156 条の 64 並びに府令第６条等関連　報告対象となる取引について

問１　清算集中等取引情報については、法第 156 条の 64 の規定により、金商業者等が保存・報告しなければならない取引情報から除外されているが、金商業者等が清算集中等取引情報を含めて報告を行うことは認められるか。

（答）

法第 156 条の 63 の規定に基づき、清算集中等取引情報は清算機関等から報告されることとなっており、金商業者等が清算集中等取引情報の報告を行った場合、金融庁に二重に清算集中等取引情報の報告がなされることになります。同じ取引情報について二重に報告がなされることを防ぐため、金商業者等による清算集中等取引情報の報告は行われるべきではないと考えられ、仮に既に報告されている清算集中等取引情報がある場合、報告の削除をお願いいたします。

問２　法に基づく免許を取得していない海外の清算機関において清算された取引についても、清算集中等取引情報として金商業者等が保存・報告しなければならない取引情報から除外されるのか。

（答）

法第 156 条の 63 及び第 156 条の 64 の規定において、清算集中等取引情報として金商業者等が保存・報告すべき取引情報から除外されるのは、法に基づく免許を取得した清算機関等が債務を負担した取引とされていることから、法に基づく免許を取得していない海外の清算機関において清算された取引については、金商業者等が保存・報告しなければならない取引情報から除外されません。

問３　グループ間取引に係る取引情報については、府令第６条第２項の規定により、金商業者等が保存・報告しなければならない取引情報から除外されているが、金商業者等がグループ間取引に係る取引情報を含めて報告を行うことは認められるか。

（答）

グループ間取引に係る取引情報については、グループ内部でのリスクの移管に過ぎないこと等を踏まえ、取引情報の保存・報告制度の対象から除外されています。金融庁において金商業者等から報告された取引情報を適切に分析するため、金商業者等による法令上求められない報告は行われるべきではないと考えられ、仮に既に報告されているグループ間取引に係る取引情報がある場合、報告の削除をお願いいたします。

問４　スワップション取引の場合、オプションが行使されるまでは円金利スワップ取引が発生しないが、これを報告上どのように取り扱うのか。

（答）

スワップション取引については、スワップション取引の成立した日を基準にオプションとしての報告を行ってください。当該スワップション取引について、オプションの権利行使がなされ、スワップ取引の契約が発生した際には、以下に掲げる２つの報告を行

ってください。

①オプション取引の権利行使

オプション部分について、権利行使後の想定元本に減額してください。想定元本全体について権利行使を行った場合には、取引が終了したものとして報告を行ってください。

②スワップ取引の新規認識

権利行使によって発生したスワップ取引について、新たな金利スワップ取引として取引情報を報告してください。

報告の調査表関連　取引情報として報告すべき想定元本の金額について

問１　想定元本の金額を一意に定めることが難しい取引はどのように想定元本を算定するのか。

例１：配当金額を加減算して権利行使価額が決定される商品など、権利行使価額が契約開始時点において確定していない取引については、想定元本をどのように算定するのか。

例２：日々の株価を参照して一定の価格以上であれば一定株数ずつ決済が確定していく商品など、取引数量が契約開始時点では確定していない取引については、想定元本をどのように算定するのか。

（答）

店頭デリバティブ取引報告制度の趣旨は、金融機関における店頭デリバティブ取引に係るリスク管理の向上等であることを踏まえれば、想定元本の算定に当たっては保守的に評価を行うことが適切であると考えられます。

このため、想定元本の金額を、一意に定めることが難しい場合には、見積もられる将来の想定元本のうち、最大の金額となるものを想定元本とすることが適切であると考えられます。

例１：権利行使価額が未定の取引については、取引の裏付けとなる株式等の現在の時価又は権利行使価額の合理的な見積額をベースとして想定元本を算定することが適切であると考えられます。

例２：日々の株価を参照して一定の価格以上であれば一定株数ずつ決済が確定していく商品など、取引数量が契約開始時点では確定していない取引については、将来確定しうる取引数量のうち、最大の数を前提として想定元本を算定することが適切であると考えられます。

問２　受払いの金額にレバレッジがかかっている取引については、レバレッジ分を考慮して想定元本を算定する必要はないのか。

（答）

店頭デリバティブ取引報告制度の趣旨が、金融機関における店頭デリバティブ取引に係る厳密なリスク管理の向上にあることを踏まえれば、取引の実態を踏まえた想定元本

が報告されることが適切であると考えられます。

したがって、受払いの金額にレバレッジがかかっている取引については、レバレッジ考慮前の想定元本にレバレッジの比率を乗じた金額を想定元本とすることが適切であると考えられます。

問３　キャッシュフローの受払いの違いによって、想定元本をプラス・マイナスとで分けて報告することが適切ではないか。

（答）

想定元本とは、キャッシュフローの計算の前提となる額面のことであり、プラス・マイナスを区別する必要はないと考えられることから、受払いの違いによらず、絶対値を想定元本として報告してください。

問４　キャッシュフローが確定している取引など、キャッシュフローの計算上の構成要素たる想定元本の概念が存在しない取引については、想定元本の項目に何を報告するべきか。

例１：クーポンスワップ取引については、固定金額の受払いが行われるのみであり、想定元本に相当する概念がないが、どのように取り扱うべきか。

例２：バイナリーオプション取引については、将来の受払いの額があらかじめ確定しており、想定元本に相当する概念がないが、どのように取り扱うべきか。

例３：株式オプションや株式先渡取引については、想定元本をどのように算定するのか。

例４：権利行使価額がゼロであるゼロストライク・オプション取引については、取引の性質上、想定元本をどのように算定するのか。

（答）

キャッシュフローが確定している取引など、キャッシュフローの計算の前提としての想定元本の概念が存在しない取引については、将来受払いするキャッシュフローの金額の合計額やオプションの行使価額など、確定しているキャッシュフローの額を想定元本とみなして報告してください。

例１：クーポンスワップ取引等の固定金額の受払いが行われるのみであって、キャッシュフローの計算の前提としての想定元本の概念が存在しない取引については、将来受払いするキャッシュフローの金額の合計額を想定元本とみなして報告してください。

例２：バイナリーオプション取引など権利行使に伴うキャッシュフローがあらかじめ一定額として決まっており、キャッシュフローの計算の前提としての想定元本の概念が存在しない取引については、将来の決められたキャッシュフローの金額のうち、大きな額となるものを想定元本とみなして報告してください。

例３：株式オプションや株式先渡取引については、取引数量に権利行使価額を乗じて算出した額を想定元本として報告してください。

例４：ゼロストライク・オプション取引については、取引の裏付けとなる株式の現在の株価等をベースとして想定元本を算定してください。

府令第２条の２関連　取引規模の届出にあたっての想定元本の集計方法について

府令第２条の２第１項では、店頭デリバティブ取引に係る想定元本に関して、同項第１号又は第２号の要件を満たす場合には、金融庁長官に届け出ることが規定されています。当該届出を行うに当たって、想定元本を集計する方法等について、寄せられている質問とそれに対する金融庁の考え方を記載します。

問１　外貨建の店頭デリバティブ取引の円換算はどうするのか。

（答）

外貨建の店頭デリバティブ取引については、計算対象となる月末時点における為替レートを用いて円換算を行った上で集計してください。

換算に用いる為替レートについては、各金融機関が公表する仲値や情報端末上の為替レートを利用してください。これらのレートと著しい乖離がない場合には、社内レートを利用しても構いません。

問２　異通貨間で金利を交換する通貨スワップ取引について、どの通貨をベースにして、想定元本を算出するべきか。

（答）

各金融機関における集計の平仄を図る観点から、通貨の報告項目（調査表における「Notional Currency leg1」項目)に報告されている通貨をベースにして、想定元本を集計してください。

問３　取引の成立後の特定時期の為替水準によって、元本が償還される際の通貨が変動する取引については、どの通貨を用いて想定元本を円換算するべきか。

（答）

店頭デリバティブ取引報告制度の趣旨が、金融機関における店頭デリバティブ取引に係るリスク管理の向上等であることを踏まえれば、想定元本の算定に当たっては保守的に評価を行うことが適切であると考えられます。

このため、取引の成立後の特定時期の為替水準によって、元本が償還される際の通貨が変動する取引については、集計時点において、想定元本がより大きく算定される通貨をベースとすることが適切であると考えられます。

問４　清算集中等取引情報については、金商業者等には報告義務が課せられていないが、届出に係る集計上の取扱いはどうするか。

（答）

法第 156 条の 64 の規定により、清算機関等において清算集中されている取引については、金商業者等の取引情報保存報告義務の対象となっていませんが、システミックリスク抑制等の店頭デリバティブ規制の趣旨を踏まえれば、これらの清算集中等取引情報についても、清算機関等に対するリスクが遮断されているわけではないことから、集計対象に含めることが必要です。

問５　想定元本の算定方法や取引の集計範囲については、店頭デリバティブ取引情報の保存・報告制度におけるルールを準用するという理解でよいか。また、個社が金融庁に対して報告を行った取引情報をベースとして、想定元本を集計するという理解でよいか。

（答）

問４の清算集中等取引情報の取扱いを除いて、ご理解のとおりで結構です。

問６　金商業者等が合併や分割等により、店頭デリバティブ取引に係る事業を承継した場合に、当該金商業者等の想定元本額の集計はどのように行うべきか。

（答）

金商業者等が合併や分割等により、店頭デリバティブ取引に係る事業を承継した場合には、当該金商業者等の合併前の店頭デリバティブ取引の想定元本額と合併先から承継した事業に係る店頭デリバティブ取引の想定元本額を合算して集計してください。

（以上）